

厚岸町条例第10号

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成29年厚岸町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イを次のように改める。

- イ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業であつて、次に掲げる事業
- (7) 省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当する事業（以下「介護予防通所相当サービス」という。）
  - (イ) 国要綱に基づき、保健・医療の専門職により提供される3箇月から6箇月の短期間で行うサービス（以下「通所型サービスC」という。）

第6条中「第1号事業に」を「第1号事業（通所型サービスCを除く。以下同じ。）に」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「定めた額」を「定める額」に改め、同項第1号中「第3条第1号アの」を削り、同項第2号中「第3条第1号イの」を削る。

第10条第1項中「第3条第1号ア又はイに係る事業」を「介護予防訪問相当サービス又は介護予防通所相当サービス」に改める。

第12条中「第3条第1号ア及びイに規定する事業」を「介護予防訪問相当サービス及び介護予防通所相当サービス」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。